

2018 9/26

相続の いろは 税が変わる ③

「相続税が上がるって聞いたけど、大丈夫かしら」。郊外に住む母親に相談された会社員Aさんはこう答えた。「配偶者控除が手厚いので心配いらないよ。大変なのは僕たちが相続する時だよ」

Aさんの実家は土地330平方メートル(約100坪)の一軒家。来年1月1日から相続税の基礎控除が

親と同居なら税優遇

4割減ると、負担が跳ね上がる。「いま住んでいるマンションを売って、そろそろ親と同居しようか」と家族で話している。親と同居していると小規模宅地の特例と呼ばれる税の優遇を受けられることができる。相続する宅地の評価額を80%減らすことができる。評価額が5000万円なら、課税は1000万円になる。

特例の限度面積はいまは240平方メートル(72坪強)だが、来年1月から330平方メートル(約100坪)に拡大される。自営業者が居住用と事業用の宅地

100坪まで評価80%減

「小規模宅地等の特例」

限度面積・適用面積は拡大される

	現在	改正後
居住用の宅地	240平方メートル(72坪強)	330平方メートル(約100坪)
居住用と事業用の宅地の選択	400平方メートル(121坪強) ■居住用 240平方メートル ■事業用 400平方メートル	730平方メートル(221坪強) ■居住用 330平方メートル ■事業用 400平方メートル

を合わせて相続する場合、適用面積も400平方メートル(121坪強)から730平方メートル(221坪強)に広がる。

親と同居していなくても、持ち家がない人や持ち家がなくても知っておきたい。(随時掲載)

ち家があっても3年超住んでいない人は特例を受けられる場合がある。相続増税の一方で、こうした負担軽減策がある